



Q&A（よくある質問と回答）

1 香川さわやかロード事業の趣旨は

道路の環境美化と、県民の道路愛護精神の高揚を目的としています。

歩道沿いの雑草がなくなれば、歩行者や自転車利用者がより安全に道路を利用できます。

道路にごみがなく、道路遊休地に色とりどりの花が咲いていれば、気持ちよく道路を利用でき、県民の道路美化意識や道路利用者のマナーの向上にもつながります。

香川さわやかロード事業は、より安全に快適に利用できるよう、道路の環境を美化するとともに、私たちの生活に欠かせない財産である道路を、みんなで守っていこうという意識を多くの県民の方々に共有していただくことを目的としています。

2 支援対象となるボランティア団体の要件は

安全に活動していただくことが第一で、次のような団体での活動をお願いしています。

- ① 自治会、町内会、商工会等の地域住民団体
- ② 企業又はその従業員の団体
- ③ 児童・生徒の団体その他道路愛護活動を行う団体

※責任者の方には、活動中、周囲の安全を確認していただくため、概ね5名程度が参加できる活動日の設定をお願いします。

3 平成21年度からの制度見直しの趣旨と見直し内容は

(制度見直しの趣旨)

香川さわやかロード事業は、平成13年度に創設し、認定団体数は112団体となっていますが、市町により、認定団体数が少ないところがあります。

また、活動内容は清掃が中心で、除草、草刈や緑化活動を行う団体は少数にとどまっています。一方、県民の方々から、県が管理する道路の除草・草刈の充実を求める意見や緑化活動をもっと広く展開できるようにすべきとの意見、「500メートル以上の区間を年4回以上行う」という要件を緩和してほしいとの意見が出されています。

このため、県が管理する道路の除草、草刈、清掃、緑化活動に、より多くの県民の皆

様が参加いただけよう、制度を見直しました。

草刈については、県では毎年1回、梅雨時期から盆頃にかけて業者委託により実施していますが、春や秋頃には歩道の路側や歩道と車道の間に草が伸び、自転車利用者や歩行者が安全に利用しにくくなる箇所もあります。

通行の安全上、特に支障のある箇所は、県でも対応していますが、より安全に利用できるよう、日ごろ利用される地域の皆さんのが自主的に除草・草刈をしていただけよう、制度を見直しました。

業者委託範囲の縮小を目的とするものではありませんし、山間部の道路の法面を、草刈機により面的に刈り取ることを促進するものではありません。

草刈機を使用していると、刃先に集中し、周囲に注意が届かないおそれがありますので、周囲の安全には、くれぐれもご留意ください。

(制度見直し内容)

- より多くの県民の方々が参加いただけよう、支援対象とするボランティア活動の距離、回数要件を緩和しました。
- 平成20年度までは、「概ね500メートル以上の区間を年4回以上、2年以上継続して行う活動」を対象としていましたが、平成21年度から、除草、草刈、清掃は「100メートル以上の区間を年2回以上、2年以上継続して行う活動」と、距離・回数要件を緩和し、緑化は「2年以上継続して行う活動」と、距離要件を撤廃しました。
- 企業が活動に参加しやすいよう、活動いただく道路の歩道に設置する「活動団体名表示板」に、企業名の表示ができるようにしました。
- 草刈替刃を支給できるようにしました。

4 書類は毎年作成しなければいけないのか

香川さわやかロード事業は、継続して活動いただくことを前提としており、契約書の取り交わしは申し込みの時のみです。

毎年提出いただく書類は、「作業計画書」と「作業実績報告書」です。

作業計画書は、翌年度の作業計画内容を3月5日までに提出いただくものですが、作業日、作業人数と作業内容を記載いただく簡単な書類としています。

作業実績報告書は、前年度の作業実績内容を4月2日までに報告いただくもので、作業計画書同様、簡単な書類です。

ともに、保険加入のためにも必要となりますので、ご協力をお願いします。

5 回収したゴミの処理は

市町の分別・搬出方法に従って、適正な処理をお願いします。

企業が活動団体となり、自治会管理のゴミ収集場所へ搬出する場合は、事前に地元自治会の了解を得ておくようお願いします。